

関係府省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
807	専修学校設置基準の緩和（生徒数の下限の緩和）	学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条第3号	平成24年度中を目途に結論を得るべく、速やかに検討	<p>【第16次提案等に対する対応方針（平成22年3月25日）】 専修学校の生徒数の最低基準の在り方等については、専修学校を含めた学校における今後のキャリア教育・職業教育の在り方に関する中央教育審議会での議論等を踏まえながら、対応を検討する。</p> <p>【構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見等に関する今後の政府の対応方針（平成24年4月9日）】 専修学校の生徒数の最低基準の在り方等については、今年度中に設置を予定している有識者会議において実態調査の結果を踏まえた議論を行う必要があり、平成24年度中を目処にその対応について結論を得るべく検討を行う。</p>	対応困難	専修学校の生徒数の最低基準の在り方について、専修学校の設置認可を担当する都道府県に対する調査及び有識者会議において、安定した学校運営を担保する必要があること、各種学校との関係で小規模な学校をあえて専修学校として取り扱う必要が乏しいこと、専修学校の乱立を招く危険性があること、教育の質を担保する必要があること等の意見をいただいたところ。これらの意見も踏まえ、専修学校の生徒数の最低基準を緩和することは困難であるとの結論を得た。	文部科学省
811	獣医師の重要性の高まりに対応した獣医学教育を行う大学獣医学部の設置の認可	「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」（平成15年文部科学省告示第45号）	平成24年度中を目途に速やかに検討	<p>【第16次提案等に対する対応方針（平成22年3月25日）】 現在、政府においては、平成22年6月を目途に取りまとめられる「新成長戦略」のなかで、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略等を検討するとしている。獣医師は、感染症の予防・診断、医薬品の開発、食の安全性の確保等において重要な役割を担っており、上記の検討の中で、獣医師養成の在り方についても新たな視点から対応を検討していく予定。</p> <p>【第20次提案等に対する対応方針（平成23年10月28日）】 獣医師養成の在り方については、獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議において、政府におけるライフイノベーションの実現に向けた取組の動向や協力者会議で提言された教育改善・充実の進捗状況を勘案しながら、検討を進めていく。</p>	検討中	平成24年3月、文部科学省において「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を設置。その後、同協力者会議が今後の獣医師養成の在り方について、入学定員の在り方を含めた検討を行い、本年3月末に「これまでの議論の整理～教育改革の進捗状況と獣医師養成の在り方について～」を取りまとめたところ。 本報告書では、入学定員も含む今後の獣医師養成の在り方について、獣医師養成についての議論は特区制度にはなじまないため、全国的見地から行うのが前提であるということ、また、獣医系大学全体の定員等については、獣医学関係者をはじめとして、隣接分野や関連分野の専門家等を含め、さらに広く意見を得ていく必要があるということ等が提言された。今後は、本提言を踏まえつつ、獣医学教育の改善・充実方策について、入学定員の在り方も含め、引き続き、平成25年度中を目処に速やかに検討を行う。	文部科学省